

共同募金分配規程

群馬県共同募金会 制定
最終改正 平成26年5月20日

(目的)

第1条 社会福祉法人群馬県共同募金会（以下「本会」という。）は、本会定款に基づく配分事業を行うにあたり、法令等に定めるものほか、この規程を制定する。

(配分の対象)

第2条 配分は、本県内において民間社会福祉事業を営む次の各号に掲げるもので、配分を受けることを希望し、かつ配分を受けるにふさわしいものを対象とする。

- (1) 社会福祉法人、更生保護法人、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人及び特定非営利活動法人
 - (2) 法人格は有していないが、すでに社会福祉事業運営の実績があり、所在する自治体から定期的に助成を受けている団体
 - (3) その他、本会が特に必要と認めるもの
- 2 対象事業は、前項に規定する者が行うもので、民間社会福祉の向上に資すると判断され、寄付者の信頼にも充分に応えられるものとする。

(対象除外)

第3条 次の各号の一に該当する事業は配分の対象としない。

- (1) 社団や組合等、構成員の互助共済のみを目的とする事業
- (2) その名称の如何にかかわらず、政治、宗教等に利用されている傾向がある事業又は営利を目的に行っているとみなされる事業
- (3) 特定の個人的活動またはそれに類する事業
- (4) 国又は地方公共団体が経営し、又はその責任に属するとみなされるもの
- (5) 土地の取得、造成その他管理面の整備のための事業。ただし、施設利用者の処遇向上にかかわるものを除く

(配分要領等の制定)

第4条 配分の具体的な内容及び配分方法等について、別途配分要領等を定めて配分を行う。

2 前項の規定による配分を効果的に実施するために、福祉の今日的課題を捉え、共同募金配分で解決すべき事項等を明記した重点項目を定める。

(配分金の使用年度)

第5条 配分金は、原則として募金年度の翌年度に実施する事業に対して配分する。ただし、歳末たすけあい募金にかかる歳末時期の福祉活動や見舞金等贈呈事業への配分金はこの限りでない。

(配分業務の分担)

第6条 本会は、配分業務を行うにあたり、その一部の業務を市町村支会（以下「支会」という。）と分担し、より地域住民に身近な配分を行えるよう努める。

2 前項を実施するにあたり、本会及び支会相互の連携を密にし、疑義が生じた場合は両者で協議して解決するものとする。

(計画策定)

第7条 本会は、県内の地域福祉の推進のために必要な事業及び資金の必要額を適切に見積もり、配分計画及び募金目標額を策定する。

2 前項を実施するにあたり、本会は、社会福祉法に定められている県社会福祉協議会の意見聴取のほか、関係機関からも必要に応じて意見を聴取する。

3 支会は、第1項により策定された配分計画及び募金目標額に基づいて、当該区域内の地域福祉の推進に必要な事業及び資金の必要額を適切に見積もり、募金計画及び配分計画、募金を行う際の募金活動案をまとめた共同募金推進計画を策定し、本会に報告する。

(配分の決定)

第8条 本会は、第7条第1項の計画をもとに、募金実績額等を勘案して配分先及び配分額を決定する。

2 支会は、第7条第3項の計画をもとに、本会が示す金額等の範囲内で配分先及び配分額を決定し、本会に報告する。

(流用の禁止)

第9条 受配者は、配分金を指定された使途以外の用途に使用してはならない。

(使途明示および広報)

第10条 受配者は、共同募金の配分を受けた事業の実施にあたっては、共同募金を財源とした事業であることを標識や印刷物等によって明示するほか、寄付者に対し広く周知しなければならない。

(配分金の精算)

第11条 受配者は、交付済みの配分額に余剰が生じる場合は、その額を本会又は支会に返還し精算するものとする。また、支会で受け入れた返還金は本会へ送金する。

2 本会は、返還された配分金を新たな計画に基づいて再び配分金に充てるものとする。

(監査)

第12条 本会及び支会は、第15条に規定する管理期間内において必要があると認めるときは、配分事業の実施状況及びその成果に関し、監査するものとする。

2 監査の実施要領は別に定める。

(事業執行状況の整備)

第13条 受配者は、配分事業に関し、経理規程等に従い会計帳簿及び証憑書類により適正に経理を行い、事業執行状況を明確に管理しなければならない。

(決定の取り消し及び配分金の返還)

第14条 本会及び支会は、配分を決定した者及び配分金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当した場合は、配分金の全部又は一部の決定を取り消し又は返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって配分金を受けた場合。
- (2) 事業を中止した場合及び事業を遂行する見込みがなくなったと認められる場合。
- (3) 配分金を指定した使途以外の使途に使用した場合。
- (4) 配分事業に関する本会の監査を拒否、若しくは監査に基づく指示に従わない場合。
- (5) その他法令等に抵触するなど、受配の適格性を著しく欠く場合。

(配分物件の管理期間及び処分の制限)

第15条 配分金による事業の管理期間は、配分事業完了の翌年度の期首から起算する5年間とし、この間の処分を禁止する。ただし、やむを得ない理由により処分を行おうとする場合は、本会が定める承認基準に基づき書面による処分申請を行い、本会又は支会の承認を得なければならない。

2 管理期間終了後、配分金により取得した物件を処分した場合は、処分後速やかに本会又は支会に報告する。

(委任)

第16条 この規程を実施するため、必要な事項は、会長が別にこれを定めるものとする。

最終改正・附則（施行期日）

この規程は、平成26年5月20日から施行する。